

論点に対する回答

分野	地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化について (フォローアップ)
省庁名	総務省 (自治行政局)

地方公共団体の調達に関する一連の手続については、実施方法や様式が地方公共団体ごとに異なっていることが事業者にとっての負担となっており、そのような状況を踏まえ、令和4年6月の規制改革実施計画において以下が決定しているところ。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化	(a～c 略) d 総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手続が地方公共団体ごとに異なっていることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続(地方公共団体側のものを含む。)を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。 ・競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印見直しについて促す(措置済み)。 ・地方公共団体の調達に関する一連の手続については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。	(a～c 略) d: 可能なものから順次措置	(a～c 略) d: 総務省

また、経済界からも当該手続におけるデジタル完結を求める提言がなされており^{※1}、更なる取組が必要である。

以上及び既に実施した標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。

※1 一般社団法人日本経済団体連合会「Society 5.0の扉を開くー デジタル臨時行政調査会に対する提言 ー」

【論点1】 これまでの取組及び検討状況について

上記の規制改革実施計画を踏まえた総務省におけるこれまでの取組及び検討状況をお示しいただきたい。

【回答 1】

総務省においては、累次の規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定等）に基づき、令和3年10月に地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等（以下「標準項目」という。）の取りまとめを行い、地方公共団体に対して、その積極的な活用を図ること及び当該申請手続の電子化・オンライン化をすることについて、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行うとともに、地方公共団体の財政担当者が出席する全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、周知や採用の働きかけを行っているところです。

また、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、昨年6月に「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査」（以下「フォローアップ調査」という。）を実施し、標準項目の活用状況や、調達関連手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握するとともに、昨年11月からは、当省において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、この調査の結果も踏まえながら、調達関連手続の標準化等についての議論を開始したところです。

なお、本年3月に開催することを予定している次回研究会においては、経済団体（一般社団法人新経済連盟、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所等）から、ヒアリングを行うことを予定しています。

【論点 2】 今後の取組内容及び工程について

- (1) 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化に向け、今後の取組内容及び工程についてお示しいただきたい。
- (2) 以下は、規制改革推進室事務局が経済界よりヒアリングした改善要望を基に作成した論点であり、今後の検討に当たって留意いただきたい点である。それぞれの論点に回答されたい。
 - ① 通知を以って地方公共団体へ押印見直しについて促したところであるが、契約・請求といった手続において、依然として押印を求める地方公共団体が多いとの声が存在する。押印の見直しを進めるため、更なる措置を講じる必要があると考えられるが、貴省の見解如何。
 - ② 競争入札参加資格審査申請書の標準項目の普及状況如何。また、他の調達における一連の手続も含め、標準項目を地方公共団体へどのような

に普及させていくかお聞かせ願いたい。

さらに、競争入札参加資格審査申請書については、申請内容の「変更届」についても統一を求める声があるが、検討状況如何。

- ③ 様式や押印の取扱い同様、添付書類による事務負担を指摘する声も存在する。既に行政機関が保有している情報を再度求めることのないよう、事業者が付与されている ID (G ビズ ID 等) との連携など、ワンズオンリーに向けた取組を進めるべきではないか。特に、登記情報や納税情報のバックヤード連携に当たっては、関係省庁及び地方公共団体との連携が必要ではないかと考えるが、貴省の見解如何。
- ④ 地方公共団体の調達のうち、例えば公共工事において、国の基準に適合する建設機械等の指定・届出状況が既に公になっているにも関わらず、発注者である地方公共団体に対して、民間企業が再度当該情報を提出する手間が生じている等、時間的・経済的損失が生じているため、調達における関係各者(発注者・コンサルタント・応札者・受注者等)に対するポータルサイトを開設するなど、情報の周知・共有を行うべきとの声が存在するが、貴省の見解如何。

【回答 2】

- (1) 地方公共団体の調達関連手続の具体的実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、当該団体の実情を踏まえ、財務規則等で定めて運用していることから、地方公共団体ごとに大きく異なっており、現状では、当該手続のシステム標準化を行うことや全国共通のシステムを構築することは困難であると認識しています。

こうした状況を踏まえ、先ずは、回答 1 に記載の当省の研究会において、調達関連手続の標準化の観点から、民間事業者の意見やフォローアップ調査により把握した地方公共団体の意見を踏まえて、調達関連手続のうち、どのような手続において統一性又は裁量性を確保すべきか、統一性又は裁量性を確保するに当たって、どのような手法を取り得るか等について議論を行い、本年中に、今後の取組の方向性を取りまとめ、その後は、その方向性に対する地方公共団体の意見も聞きながら必要な取組を進めていくこととしています。

- (2) ① 地方公共団体における押印の見直し等については、内閣府において、令和 2 年に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を作成し、地方公共団体への助言やホームページにおける事例公表を行うなど、取組を

行っているものと承知しています。

総務省においても、令和2年に地方公共団体に対して通知を発出し、国における事例を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組むことを要請したほか、令和3年には、標準項目の周知に併せて見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直しに取り組むよう促しているところですが、引き続き、国における取組や上記通知等の趣旨を踏まえて、押印見直しの取組を進めることについて、様々な機会を捉えて地方公共団体に促してまいります。

(2)② フォローアップ調査の結果、令和4年7月時点で、標準項目を活用している地方公共団体は101団体(都道府県1団体、市区町村100団体)となっています。

また、標準項目を今後導入予定としている地方公共団体は82団体(都道府県4団体、市区町村78団体)、導入について検討中としている地方公共団体は1,229団体(都道府県35団体、市区町村1,194団体)となっています。

総務省においては、標準項目の活用拡大に向けて、回答1に記載のとおり、地方公共団体の財政担当者が出席する会議において周知や採用の働きかけを行う等の取組を行っているところですが、引き続き、標準項目の活用について、様々な機会を捉えて地方公共団体に促してまいります。

また、回答1及び回答2(1)に記載のとおり、競争入札参加資格審査申請に係る変更届も含め、調達関連手続の標準化等については、当省の研究會において議論を進めていくこととしています。

(2)③④ 地方公共団体の調達関連手続をワンスオンリーとするためには、競争入札参加資格審査申請手続をはじめとする各調達関連手続が電子化・オンライン化されていることが前提となりますが、地方公共団体における調達関連手続の電子化・オンライン化は十分に進んでいない状況にあることから、総務省においては、回答1に記載のとおり、地方公共団体に対して、標準項目の活用と併せて競争入札参加資格審査申請手続を電子化・オンライン化することについて促しているところです。

その上で、事業者に付与されているID(GビズID等)との連携、他の手続において届出があったこと等により行政機関が保有している情報の各主体間の共有や情報連携については、地方公共団体における調達関連手

続の電子化・オンライン化の状況、国における情報連携の基盤整備の進捗や活用状況を踏まえて検討していくべきものであると考えています。

【論点3】 所要の法令上の措置について

これまで、地方公共団体の手続における様式及び電子化への対応がバラバラである、いわゆる「ローカルルール問題」に対しては、規制改革推進会議での議論を踏まえ、見直しの一環として、国が所要の法令上の措置を講ずるといった取組が進められている^{参考事例1～3}。

地方公共団体の調達における一連の手続においても、標準項目/様式を作成した入札参加資格審査申請をはじめとした各手続について、その項目/様式及び電子化への対応を法令等において定めることも考えられるが、総務省の見解如何。

【参考事例1】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。（令和4年6月7日「規制改革実施計画」p. 24）

【参考事例2】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。（令和4年6月7日「規制改革実施計画」p. 25）

【参考事例3】令和4年12月の中間答申において、「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」のため、「国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とすべく、法令上の措置を講ずる」こと及び「全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。（令和4年6月7日「規制改革推進に関する中間答申」p. 20）

【回答3】

回答2（1）に記載のとおり、地方公共団体の調達関連手続の具体の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、当該団体の実情を踏まえ、財務規則等で定めて運用していることから、地方公共団体ごとに大きく異なっていることを踏まえ、当省の研究会において、どのような手続において統一性又は裁量性を確保すべきか、統一性又は裁量性を確保するに当たって、どのような手法を取り得るか等について議論を行い、本年中に、今後の取組の方向性を取りまとめることを予定しています。

御指摘のことについては、この方向性に対する民間事業者や実際に実務を行う地方公共団体の意見を聞きながら、検討していくべきものと考えます。

【参考】

■Society 5.0の扉を開く― デジタル臨時行政調査会に対する提言 ―
(2022年4月12日一般社団法人 日本経済団体連合会) より一部抜粋

No. 40 地方公共団体との契約のデジタル完結

地方公共団体と事業者の取引において、契約ごとに膨大な書類の取交しが必要となるが、地方公共団体ごとにフォーマットが異なり、電子化も進んでいないため、負荷低減に向けて、必要書類・様式を簡素化し、全国統一的に電子化すべき。

特に地方公共団体の大手小売店舗では、電力・ガス・水道等の公共料金や通販代金・税金等の支払いを代行する「収納代行サービス」を取り扱っているが、受託時に地方公共団体と交わす契約書の締結・更新に書面・押印が求められることから、総務省は各地方公共団体に対し電子契約を推進すべき。

また、地方公共団体に電力使用料金請求書を送付する際、Webの請求画面からダウンロードに対応している地方公共団体がある一方、会社の代表印を押印した請求書原本の送付を要求する地方公共団体があり、電子化を徹底すべき。

No. 41 地方公共団体における公共調達に関する手続のデジタル完結

(1) 入札参加資格申請の電子化

入札参加資格を申請する際、まず申請書を取りに行き、印鑑登録証明書、納税証明書、履歴事項全部証明書、社会保険料納付済証明書等の必要書類を添付して郵送することが必要。

資格取得後も、許可証等の変更事項があれば書面での変更届が必要となるため、手続全体を電子化すべき。

また、会社法人等番号等を活用したデータ連携により、必要書類の添付を不要とすべき。(建設業法第28条3項)

(2) 公共工事の電子化徹底

地方公共団体が公共工事を発注する際、社印や大臣印の書類を求める例が依然残存。

関東地方整備局が2021年9月に公表した「土木工事電子書類スリム化ガイド」を横展開し、押印撤廃・書類削減を徹底すべき。

(3) ポータルサイトの構築

中央省庁のホームページにおける建設機械等の指定・届出状況の公開、建設機械への基準適合ラベルの貼付等を行っているにもかかわらず、地方公共団体において別途資料の書面提出を要求される場合がある。

公共工事に関する発注者・コンサルタント・応札者・受注者に対するポータルサイトを開設し、情報の周知・共有を行うべき。